

超高齢社会における金融機関の役割

三井住友信託の取り組みを中心に

金井司

三井住友信託銀行株式会社 経営企画部 CSR担当部長

■ 高齢社会に対応した信託銀行の金融商品・サービス

日本の個人の金融資産の約65%は60代以上の高齢者世帯によって保有されており、40代以下の世帯の保有比率は20%未満に過ぎない。このような金融資産の偏在は少子高齢化により今後更に強まることが考えられるため、必然的に金融機関の個人ビジネスの主戦場は高齢者ということになる。筆者が勤務する信託銀行においても、貸付信託という長期・高利回りの主力商品が退職金等の受け皿となっていた時代からシニア層は中心の顧客であった。その後金融が自由化され貸付信託の優位性は薄らいだが、信託銀行は高齢者を意識した様々な商品・サービスを開発してきた。遺言書の作成や保管、執行までのサービスを包括的に提供する遺言信託もその一例で、こういった業務を通じシニア顧客とは堅固な関係を構築してきたのである。

一方、金融資産の高齢者への偏在は世代間の不公平感を助長させる。高齢者の金融資産は預貯金などに固定される傾向にあり、消費や成長分野への投資に資金が回らない要因になっている。当社は、自宅を担保に老後のゆとり資金を融資する「リバースモーゲージ」の取り扱いを2005年に銀行界ではいち早く開始したが、この商品は資産を流動化し消費につなげる経済的な意義がある。2011年には顧客が毎年一回信託元本を取り崩し、当社が提示するリストから非営利団体の一つを選んで寄付する社会貢献寄付信託を開始した。高齢者の金融資産が社会貢献に回ることになり、文字通り社会的な意義がある。また2013年4月に祖父母から孫、親から子といった直系家族に教育資金を贈る場合、1人につき最大1500万円まで贈与税が非課税となるよう税制が改正されたが、これを受けて当社（信託銀行）が取り扱いを開始した教育資金贈与信託は、高齢者の資金を直接若年層に流す仕組みである。

■ 長寿社会ライフスタイル研究会へ参加して

さて、当社が長寿社会ライフスタイル研究会に参加したのは、このように信託銀行のビジネスと高齢者には深い関係があったからだが、毎回白熱した議論に大いに啓発された。2013年2月のラウンドテーブルミーティングにおける、日本を代表する有識者の丁々発止のやり取りも大いに刺激になった。生井座長やILC-Japan事務局には、お礼を申し上げたい。

他方、高齢社会の問題を知れば知るほど、ビジネス界の認識は遅れているのではないかという思いが強くなった。そもそも超高齢化は、企業にとってチャンスなのだろうかリスクなのだろうか。メディアにおいても国が抱えている問題としてこのテーマは盛んに議論されるが、企業への影響となるとマイナス面より福祉ビジネスなど機会の拡大の面に焦点が当てられることが多いように思う。しかし、本研究会でいろいろな話を聞き、高齢化の急速な進展は企業にとってビジネス基盤を揺るがす近未来のリスクだと思うようになった。例えば、地方と東京圏では少子高齢化のスピードが全く違うことを知り、少なからずショックを受けた。これ程のスピード格差があると、全国一律に同じサービスを展開するのが難しい時代がやってくるかもしれない。振り込め詐欺の急増については手口が巧妙になったこともあろうが、認知症がその背景にあるのであれば既に金融機関は当事者である。

こういったことを、現役のビジネスマンは他人事のように思っている。高齢化問題が取り沙汰されて久しいが、当事者意識に乏しいのである。高齢社会問題に関するリテラシーの向上は、ビジネス界において急務だと痛感した。

■ リテラシー向上に向けた取り組み

シニア層が中心的な顧客である当社にとって、高齢者に関する問題をよく理解しておくことはとりわけ重要である。特

に接客面でその必要性は高く、こうした問題意識から2004年に大手金融機関では初めてサービス介助士を支店に配置した。また、認知症に関しては、全国の支店で「認知症サポーター養成講座」を開催し、社員のリテラシーを高めている。

更に、老年学に関する知識を網羅的・体系的に身につけることを目的として、NPO法人「生活環境づくり21」が主催する「生・活(いき・いき)知識検定試験」(監修:日本応用老年学会 柴田博理事長)の受験講座を支店社員向けの教育プログラムとして導入した。検定試験の受験は任意であるが、仮に合格者が金融の資格制度の一つであるFP(ファイナンシャル・プランナー)などの保持者であれば、「ウエルビーイング・コンシェルジュ」に認定される。

一方、高齢社会問題のリテラシーは言うまでもなく金融業界全体に求められるものである。大変難しい課題であるが、筆者は「持続的な社会の形成に向けた金融行動原則(21世紀金融行動原則)」を通じたリテラシー向上が可能ではないかと考えている。21世紀金融行動原則とは、2011年10月に環境や社会に配慮した金融の取り組みを促進するために制定された金融機関による自主的なイニシアティブである(事務局は環境省)。現在189の金融機関が署名しており、運営委員会の決定に基づき5つのワーキンググループが設定されている。当社は2013年5月に第一生命と共同でその一つである「持続可能な地域支援ワーキンググループ」を立ち上げ、高齢社会問題を最初のテーマに取り上げた。具体的にはILC-Japan事務局を通じ少子高齢化問題、住宅の問題、介護・認知症の問題などについて政策面に精通した方々に講義をお願いし、講演記録を全署名機関に送付して問題意識の共有化を図っている。189の署名機関には全都道府県の地域金融機関が含まれているが、高齢社会の問題が地域社会の問題とほぼ同義であることを勘案すると、こうしたリ

テラシー向上策の意義は小さくないと考えている。

ところで、高齢社会において金融機関には、問題解決型のビジネスを志向する企業やプロジェクトを、投資や融資で支援することも求められるだろう。近年、ビジネス界でよく話題に上がるようになった言葉にCSV(Creating Shared Value)がある。日本語に訳せば「共通価値の創造」ということで、著名なハーバード大学のマイケル・E・ポーター教授が提唱した「社会のニーズや問題に取り組むことで社会的価値を創造し同時に自らの経済的価値を創造する」経営戦略である。高齢社会の問題を知ることは社会的価値の在り処を知ることでもある。国が膨大な借金を抱える中、金融機関が真に必要な(民間)資金をタイムリーに供給する意味は大きく、そのためには「社会的価値の目利き力」を養うことは大変重要だと考える。

■ 信託銀行にとってのCSV

投資や融資とは別に信託銀行独自の商品ラインナップの中にもCSV的な商品・サービスがある。後見制度支援信託はその一例である。認知症などによって判断力を欠く状況にある成年者を保護するために後見人を指定する「成年後見制度」については、残念ながら後見人が財産を横領する事件が頻発している。これを防ぐために、被後見人の財産のうち日常的な支払を賄う金銭を預貯金等として後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託するのが本商品の仕組みである。

また特定贈与信託もCSV型の例として挙げられる。この商品は重度の障がいがある方のために、信託銀行が家族などから金銭の信託を受け、定期的に金銭を交付するというもので、6000万円までが贈与税非課税となっている。

信託銀行は個人顧客に対し、これら財産管理型の商品や

リバースモーゲージのようなローン商品、老後の住まい（不動産）に関わるアドバイスなどを交え、高齢者の抱える課題に総合的な解決策を提供することができる。このような観点から当社は、ILC-Japanと連携して有識者や専門家を講師に招き、顧客に身近な問題をテーマにした「シルバー・カレッジ」セミナーを2013年5月から東京吉祥寺で4回にわたって実施した。商品がラインナップされているだけでは十分ではない。問題解決には、まず顧客との問題意識の共有化が必要だからだ。参加者の反応も良好で、今後も全国各地で展開していく方針である。

■ さいごに

2013年2月に開催されたラウンドテーブル・ミーティングにおいて、ILC-UKのサリー・グリーングロス理事長が「プロダクティブ・エイジングの成功は、プロダクティブな社会においてのみ可能だ」と発言されていて、大変印象に残った。21世紀金融行動原則には「社会を持続可能なものに変えていくにはお金の流れをそれに適合したものに变える必要がある」と書かれている。未曾有の高齢社会に突入した日本ほど、持続可能な社会がプロダクティブな社会でなければならぬ国はなく、お金の流れを変え、役割を持つ金融機関の責任は重大である。

当社も金融業界の一員として、長寿社会ライフスタイル研究会への参加を通じて得た知見やネットワークを活用し、プロダクティブな社会の実現に貢献していきたいと考えている。

■ 吉祥寺シルバーカレッジのプログラム

第1回 老後の生活基盤を維持するために

- 栄養失調になっていませんか？
タンパク質が足りないよ
柴田博
人間総合科学大学院教授（日本応用老年学会理事長）
- 「私だけは大丈夫！」が一番危険
振り込め詐欺への備え
武蔵野警察署生活安全課
- 保全を重視した資産運用について
増やす運用から守りの運用へ
当社

第2回 老後の住まいの選択肢

- 住み続けるという選択肢
終の棲家のビフォア／アフター
住友林業ホームテック株式会社
- 高齢者住宅に住み替えるという選択肢
近隣の高齢者住宅リストをもとに
株式会社福祉開発研究所
- 住み慣れた地域に住み続けるために
住み替えのバリエーション
三井住友トラスト不動産株式会社

第3回 認知症と成年後見制度

- 認知症を正しく理解し安心の備えを
介護の最前線からのアドバイス
服部安子
社会福祉法人浴風会ケアスクール校長
- 備えあれば憂いなし
成年後見制度の上手な使い方
香川美里
一般社団法人成年後見センターケアサポート理事・弁護士
- 認知症に対応した信託の活用方法
信託の仕組みで安心のサポート
当社

第4回 人生の最終段階を考える

- 納得できる旅立ちのために
アンケートに見る理想の最期
志藤洋子
ILC-Japan事務局長
- 相続・遺言について考える
お孫様への「想い」を形にする「教育資金贈与」という方法
当社